

いつも当「豆」をお読み頂きありがとうございます。28年前から毎月1回発行して参りましたが、当事務所の都合により来月号（新年1月号）より不定期発行とさせていただきます。



公共工事受注の
パスポート=経営
事項審査(経審)

と競争入札参加資格審査申請(県入札申請)の手続きを当事務所に依頼されている建設業者様へお知らせです。先月書面で個別にお知らせ致しましたが、経審・県入札関係の受任は来年3月末で終了させていただきます。当事務所は40年前の昭和55年に別府市の現在地で建設業関連業務をメインにした行政書士事務所として創業しました。「依頼者の立場に立

3月末で
当事務所 受任は終了
経審・県入
札の手続き

って」を信条に累計7万件余りのご依頼を受け10数名の職員が力を合わせて頑張っておりました。しかし行政書士の西馬は既に70才を過ぎ、主だった職員も高齢化に伴って残業を含む長時間の書類作成に支障が出るようになったため、建設業者の営業権に直結する経審手続きを来年度以降も業務として遂行するのは困難であると判断しました。引き続き専門の行政書士の方もいますので早めのご相談で安心して頂きますようお願い申し上げます。



「経審の手続きは他の行政書士に依頼するにしても社労関係の手続きや相談はどうすればいいの?」とのご質問を頂戴します。特に来年6月にはパワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行され労働者と雇用主との人間関係が今まで以上に大切になってきますし社労業務を扱う専門職の役割も大きくなります。当事務所の岩尾社労士は来年4月より事務所を独立しますが、社労業務取扱行政書士(昭和55年法律第29号)の西馬が社労の手

続きをお受けすることも可能です。経審関係を除く許可や変更届は、濱田建二行政書士と連携してお受け致しますが、社労業務に関連した①労務相談②職安や年金事務所の調査への対応③36協定届や1年変形労働等の労基法関係も岩尾社労士の協力を得ながら進めて参る所存です。極力皆様にご迷惑を掛けないうよう職員が力を合わせて頑張らせて頂きますのでご理解の程をよろしくお願い致します。

許可・社労
は引続き 濱田書士 岩尾社労士
の協力で...



今年も1年間ご愛顧頂き、心より感謝致します。来年が素晴らしい1年になりますように
※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379